

文教厚生委員会資料

令和2年11月30日

条例案

1. 第138号議案 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
..... P 1

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告を受けて、県立学校の教育職員に対して支給する期末手当について所要の改正を行う必要がある。

2 改正内容

令和2年の給与改定

○期末・勤勉手当

年間支給月数について、現行4.15月を4.10月に改定(0.05月分引下げ)

		6月期	12月期	年間計
現行	期末手当	1.20月	1.20月	4.15月
	勤勉手当	0.875月	0.875月	
令和2年度 (改定後)	期末手当	1.20月	<u>1.15月</u>	<u>4.10月</u>
	勤勉手当	0.875月	0.875月	
令和3年度 以降	期末手当	<u>1.175月</u>	<u>1.175月</u>	4.10月
	勤勉手当	0.875月	0.875月	

3 施行期日

令和2年12月1日から施行する。

ただし、令和3年度以降の期末・勤勉手当については、令和3年4月1日から施行する。

4 その他

市町村立学校の教職員の期末手当については、「市町村立学校の教職員の給与等に関する条例」において、「県立学校の教育職員の給与に関する条例」及び「職員の給与に関する条例」の「例による」と規定されている。